

○下関市立図書館障害者等用資料利用要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、下関市立図書館（以下「図書館」という。）における著作権法第37条第3項に規定される視覚障害者その他視覚による表現の認識に障害のある者の利用に供することに限定された音声デージー又はマルチメディアデージー等（以下「資料」という。）の利用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(資料を利用できる者)

第2条 資料を利用できる者は、下関市立図書館の設置等に関する条例施行規則（平成17年教育委員会規則第25号。以下「規則」という。）第8条に定める登録証の交付を受けている者で、かつ別表に例示する状態にあつて、視覚により認識する著作物をそのままの方式では利用することが困難な者とする。

(利用登録)

第3条 前条に該当し、資料を利用しようとする者は、下関市立図書館障害者等用資料利用登録申請書（様式第1号）を館長に提出し、利用の登録をしなければならない。

2 図書館は、利用登録時において、利用登録確認項目リスト（様式第2号）により、前条に該当することを確認する。

(利用登録の取消)

第4条 館長は、前条の利用登録者（以下「利用者」という。）が次の各号のいずれかに該当する場合は、利用登録を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により利用登録を受けた場合
- (2) 借受けた資料をほかの者に転貸した場合
- (3) 第2条に規定する利用登録の要件を満たさなくなった場合
- (4) 利用者が利用登録の取消しを申し出た場合
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、図書館及び資料の利用に関し館長及び係員の指示に従わない場合

(代理人による利用)

第5条 利用者は、登録証を第三者に託し、自己の図書館利用に必要な資料の貸出し、返却その他の手続を代行させることができる。

(貸出資料の数量及び貸出期間)

第6条 同時に貸し出すことのできる資料の数量は、一人10点以内とし、貸出期間は、貸出日を含め1月以内とする。ただし、すでに貸出中の資料(墨字の資料を含む。)があるときは、その資料を含めて10点以内とする。

2 資料は、郵送で貸出し、又は返却することができる。

(サピエ図書館の利用)

第7条 利用者は、図書館を通じて特定非営利活動法人全国視覚障害者情報提供施設協会の視覚障害者情報総合ネットワークにおける音声デイジーデータなどを提供するネットワークサービス(以下「サピエ図書館」という。)を利用することができる。

2 利用者のうち、市内に在住している者は、個人会員に登録することにより、サピエ図書館を直接利用することができる。

3 前2項の規定による利用手続きなどについては、別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年9月1日から施行する。

別表(第2条関係)

視覚障害	発達障害
聴覚障害	学習障害
肢体障害	いわゆる「寝たきり」の状態
精神障害	一過性の障害
知的障害	入院患者
内部障害	その他図書館が認めた障害

様式第1号（第3条関係）

下関市立図書館障害者等用資料利用登録申請書

(あて先) 下関市立図書館長	申 請 日
	年 月 日
申請者氏名	利用者番号
申請代理人	申請者との続柄
申請代理人住所	
(連絡先 ー ー)	

※太枠内を記入してください。

注意事項

- (1) ボールペンなどで記入してください。
- (2) 登録証をご提示ください。
- (3) 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳又は医師の証明書など心身の障害を証明するものをお持ちの場合は、ご提示ください。
- (4) 申請者本人の来館が難しく、代理人による申請を行う場合は、申請者本人の登録証と代理人の本人確認書類をご提示ください。

(図書館使用欄)

受付者		確認者	
-----	--	-----	--

※裏面の利用登録確認項目リストを記入すること

様式第2号（第3条関係）

利用登録確認項目リスト

チェック欄	確認事項
	身体障害者手帳の所持 [] 級
	精神障害者保健福祉手帳の所持 [] 級
	療育手帳の所持 [] 級
	医療機関・医療従事者からの証明書がある
	福祉窓口などから障害の状態を示す文書がある
	学校・教員から障害の状態を示す文書がある
	職場から障害の状態を示す文書がある
	学校における特別支援を受けている又は受けていた
	福祉サービスを受けている
	ボランティアのサポートを受けている
	家族やヘルパーに文書類の代読を依頼している
	墨字をそのままの大きさと読むことができない
	墨字を長時間集中して読むことができない
	目で読んでも内容がわからない又は記憶することができない
	身体の病臥状態又はまひなどにより、資料を持ったりページをめくることができない
	その他、原本をそのままの形では利用することができない

※申請者本人又は代理人からの聞き取り若しくは心身の障害を証明するものに記載してある事項を確認しチェックすること。